

仕 様 書

1 件名

貸切バス運行

2 契約内容

当校が指定する人数を、下記日程及び行程で送迎を行う。

3 運行年月日及び数量

令和5年9月6日（水）

7台

4 日程及び行程

行先	東京都千代田区千代田 1	皇居(坂下門)
日程	11:30	配車(警察大学校)
	12:20	警察大学校 発
	13:30	皇居(坂下門) 着
	16:00	皇居(坂下門) 発
	17:10	警察大学校 着

5 条件

- (1) 乗客の乗車定員は、45人以上(正席のみ)であること。
- (2) 補助席にもシートベルトが装備されていること。
- (3) 車内での飲食が可能であること。
- (4) 車両は請負者の手配する運転手が運転し、バスガイドはつかないこと。
- (5) 特に指定のない場合は上記日程にて運行する警察大学校所有のバスと同一行程をとること。
- (6) 行先地での車両待機場所(駐車場)は、当日宮内庁から指定される場所を利用すること。
- (7) 運行にかかる燃料費、駐車場料金、有料道路通行料等全ての経費は、請負者の負担とする。
- (8) 往路、復路間の待機は、請負者の車庫等へ帰車することができる。
- (9) 運行する車両については、保険(対人無制限、対物1000万円以上)に加入及びETCを装備していること。
- (10) バス運行会社は、道路運送法に定める営業区域に東京都が含まれていること。
- (11) 配車の取消料は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の規定による。
- (12) バス運行会社は、国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

6 その他

- (1) 契約締結後、運行の詳細について行程の担当者と打合せをすること。
- (2) 運行会社名、運転手の氏名、連絡先及び車両ナンバーは、運行日前日の正午までに通知すること。

7 一般適用事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然附帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (3) 損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の原状に復旧させること。
- (4) 服装・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。
- (5) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めるとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 検査

- (1) 業務終了後、業務完了報告書を警察大学校に提出し、当校の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- (2) 検査実施にあたり仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。

9 支払

- (1) 検査合格後、適法な支払請求書を受領した日から15日以内に、その対価を支払うものとする。